別図第一号(第36条の2第1項第1号関係)

1　遭難警報

同期符号	呼出しの種類（注1）	自局の識別信号	遭難の種類	遭難の位置	遭難の時刻	テレコマンド（注2）	終了符号	誤り検定符号

注1　コード番号「112」であること。

注2　引き続いて行う通報の型式をコード化したものであること。

2　遭難警報の中継

同期符号	呼出しの種類（注1）	相手局の識別表示（注2）	優先順位（注3）	自局の識別信号	テレコマンド（注4）	遭難船舶局の識別信号	遭難の種類	遭難の位置	遭難の時刻	テレコマンド（注5）

終了符号	誤り検定符号

注1　コード番号「112」は用いないこと。

注2　呼出しの種類をコード番号「116」としたときは省略すること。

注3　できる限りコード番号「112」であること。

注4　コード番号「112」であること。

注5　引き続いて行う通報の型式をコード化したものであること。

3　遭難警報に対する応答

同期符号	呼出しの種類（注1）	優先順位（注2）	自局の識別信号	テレコマンド（注3）	遭難船舶局の識別符号	遭難の種類	遭難の位置	遭難の時刻	テレコマンド（注4）	終了符号

誤り検定符号

注1　コード番号「116」であること。

注2　できる限りコード番号「112」であること。

注3　コード番号「110」であること。

注4　引き続いて行う通報の型式をコード化したものであること。

4　その他

同期符号	呼出しの種類	相手局の識別表示（注1）	優先順位（注2）	自局の識別信号	テレコマンド（注3）	通報に係る事項（注4）	終了符号	誤り検定符号

注1　呼出しの種類にコード番号「116」としたときは省略すること。

注2　コード番号「112」であること。

注3　引き続いて行う通報の型式をコード化したものであること。

注4　引き続いて行う通報の周波数等をコード化したものであること。